



忌避申立書 ②

2025年(令和7年)7月30日

最高裁判所 御中

申立人ら代理人

弁護士 近 藤 博 徳



弁護士 椎 名 基 晴



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



もくじ

第1 申立ての趣旨	2
第2 申立ての理由	2
1 はじめに：泉徳治が示す最高裁判所裁判官の役割	2
2 理由の概要	3
3 最高裁調査官に忌避制度が準用または類推適用されるべき理由	3
4 本件で忌避理由があること	5
5 結論	6

第1 申立ての趣旨

再審原告らが御庁に令和7年7月30日付再審訴状により提起した再審の訴え（対象事件：最高裁判所令和6年（行ナ）第68号）について、対象事件に関与した裁判所調査官ら（氏名不詳）に対する忌避は理由がある。

との裁判を求める。

第2 申立ての理由

1 はじめに：泉徳治が示す最高裁判所裁判官の役割

泉徳治の「最高裁判所の違憲審査権行使上の諸問題」（『日本の最高裁判所』所収、326～327頁）によれば、最高裁判所の共同調査官は、判例・通説に基づき事件の調査をするという役割から、その報告書が先例遵守、現状肯定の傾向になるのはやむをえないところであり、先例を見直す役割は裁判官が担うべきであるという。また、共同調査官に憲法の専門家はいないという。

本件の担当裁判官が、先例を見直し、憲法に基づく判断をなすことを切に願う。

2 理由の概要

本件再審の訴えの対象事件（以下「本件対象事件」という。）は、御庁の第一小法廷が担当し、同小法廷所属の裁判官（以下「本件裁判官ら」という。）が全員一致で、調書で棄却した事件である。

文献によると、最高裁では事件ごとに担当の調査官がつき、主任の最高裁裁判官が手がける前に調査官が「調査」を行う。その結果が調査官報告書であり、これに判決案（民事）／決定案（刑事）が添付されて主任裁判官に上げられる。「結論のはっきりしている事件」ならば持ち回りで審議され、「結論のむずかしい事件」は小法廷での審議事件となる。調査官は判決案／決定案を書き、また「三行判決（三行で終わる決まり文句の簡単な判決文）」で棄却・不受理とするか小法廷での合議に値するかを決める。「〔調査官の〕目にとまるかとまらないかで勝負が決まる」とさえ指摘される（西川伸一『日本司法の逆説』2005年、80～81頁）。

対象事件において本件裁判官らは、具体的な理由を述べることなく調書で棄却しており、調査官らが調書で棄却することを決め、本件裁判官は調査官らの決定を書面による持ち回り審議で承認したに過ぎないものと疑われる。その調査官らが本件再審の訴えに関与することは、本件再審の訴えに関し裁判の公正を妨げるべき事情がある。

したがって、対象事件に関与した調査官ら（以下「本件調査官ら」という。）らについて、本件忌避の申立てをする。

3 最高裁調査官に忌避制度が準用または類推適用されるべき理由

民訴法24条1項が忌避事由として定める「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、当該裁判官が当該事件やその当事者と特別な関係を有することにより、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を通常人に抱かせる客

観的事情をいう（金沢地方裁判所平成28年3月31日決定、判例時報2299号143頁）。

そこで、最高裁判所の調査官の職務内容をみると、「他国のロー・クラークならばおなじみの法廷メモに類する、訴訟についての「事件メモ」を準備するのが調査官の責任となる。すなわち、そのメモには原告被告双方の主張の要約、事実関係（刑事事件では膨大な分量になることもある）の要約、関連法規の解説、さらに判決原案が含まれている。」（デイヴィッド・S・ロー『日本の最高裁を解剖する』2013年、40頁）。また上記2で述べたとおり、最高裁判所調査官の調査報告書は、小法廷が調書で棄却するかどうかを大きく左右するものであり、調書で棄却された場合には調査官報告書こそが判決原案かつ実質的な判決に他ならない。

このように、判決原案あるいは実質的な判決とも呼べる報告書を作成した最高裁判所調査官は、判決内容の決定に大きく関与したのだから判決を下した裁判官と同視されるべきである。それゆえ最高裁判所調査官は、特定の事件やその当事者と特別な関係を有することにより公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を通常人に抱かせる客観的事情がある場合には、民訴法24条ないし27条が準用または類推適用されて忌避制度の対象とされなくてはならない。

この点について、民訴法において忌避制度が明示的に準用されているのは、裁判所書記官（民訴法27条）、専門委員（92条の6）、知的財産に関する事件における裁判所調査官（92条の9）のみであることから、最高裁判所調査官には忌避制度の準用も類推適用もないとする反論が考えられる。

しかし、判決内容の決定にはほとんどまったく関与することのない裁判所書記官ですら、当該書記官が当該事件やその当事者と特別な関係を有することにより、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を通常人に抱かせる客観的事情がある場合には忌避の対象となることと比較すれば（民訴法27

条)、上述のとおり判決原案あるいは実質的な判決とも呼べる報告書を作成した最高裁判所調査官は、判決内容の決定に大きく関与したことが明らかだから、判決を下した裁判官と同様に忌避の対象になるとするのが、健全な法解釈かつ社会常識である。これを忌避制度の対象とならないとするのは、裁判の公正とそれに対する信頼の維持を目的とする忌避制度を換骨奪胎するものであり、許されない。

したがって、最高裁判所調査官には上述のとおり民訴法24条ないし27条が準用または類推適用されるべきである。

4 本件で忌避理由があること

上述のとおり、民訴法24条1項が忌避事由として定める「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、当該裁判官が当該事件やその当事者と特別な関係を有することにより、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を通常人に抱かせる客観的事情をいう。そして、いわゆる「判検交流」が問題とされた裁判官忌避事件において、上主要な争点が同じであり強い関連性を有する二つの事件のうちの一つにおいて、その一方当事者である被告国等の指定代理人として現に中心的に活動し、かつ、基本事件の被告国等の主張書面の作成にも何らかの影響を及ぼした可能性のある者が、その直後にもう一方の事件の受訴裁判所を構成する裁判官として関与するということになれば、通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるに十分であり、かつ、このような懸念は単なる主観的なものではなく、事件との特別な関係を有するという客観的事情に基づくものである、とされた(金沢地方裁判所平成28年3月31日決定、判例時報2299号143頁)。

そこで本件をみると、対象事件も本件再審の訴えも争点は同じであるから、両者には極めて強い関連性がある。

さらに、対象事件への本件調査官らの関与の内容は、本件調査官らが事件に関する調査報告書を起案しあるいは承認したうえで本件裁判官らに提出しており、

同報告書をふまえて本件裁判官らは全員一致で調書による棄却決定をしたというものであるから、第一小法廷裁判官らの合議がされた可能性は極めて乏しく、同報告書はこの棄却決定に強い影響を及ぼした可能性がある。

このように、対象事件と強い関連性を有する本件再審の訴えにおいて、裁判官ら全員一致での調書による棄却という原決定に強い影響を及ぼした可能性のある報告書（実質的な判決）を作成した本件調査官らが、その本件再審の訴えに調査官として関与するということになれば、通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるに十分であり、かつ、このような懸念は単なる主観的なものではなく、事件との特別な関係を有するという客観的事実に基づくものである。

したがって、本件調査官らの忌避には理由があるというべきである。

5 結論

以上のとおり、本件調査官らが本件再審の訴えを担当することには裁判の公正を妨げるべき事情があるので、ここに本件忌避の申立をする。

以上

	事件番号 (再審訴状の日付)	対象事件	(再審の訴えの) 主要な争点	(対象事件との) 強い関連性	対象事件への調査官 の関与の内容	審理の流れ (再審の訴え③から)
再審の訴え①	令和5年(行ナ)第86号 (令和5年10月26日)	令和5年(行ツ)第180号	①対象事件が小法廷 限りで判断できる事 件であるのか。	対象事件が大法廷で 審議しなくてはなら ない事件であったかが 争点であり、対象事 件と極めて強い関連 性がある。	対象事件を担当した 調査官らが作成して 提出した報告書は第 一小法廷の調査決定 による棄却に何らか の影響を及ぼした可 能性がある	②が否定されれば再審の 訴え①においても対象事 件(令和5年(行ツ)第 180号)を担当した調 査官は忌避の対象とな るので、再審の訴え①の再 審開始決定を受けて申立 人がその調査官らの忌避 を申し立てることで、① は他の調査官が担当した うえで判断されることにな る。
再審の訴え②	令和6年(行ナ)第2号 (令和5年12月31日)	令和5年(行ナ)第86号 (再審の訴え①)	②再審の訴えを、対 象事件(再審の訴え ①)を担当した調査 官が担当することが 許されるのか。	対象事件についての 判断主体が主要な争 点であり、対象事件 と極めて強い関連性 がある。	対象事件を担当した 調査官らが作成して 提出した報告書は、 第一小法廷の裁判官 全員一致での調査に よる棄却決定に何ら かの影響を及ぼした 可能性はある	③が否定されれば②も同 じく否定されるので、再 審の訴え②の再審開始決 定を受けて申立人が、対 象事件(再審の訴え①) を担当した調査官らの忌 避を申し立てることで、 その調査官らは忌避され たうえで、他の調査官が 担当して対象事件の審理 が再開される。
再審の訴え③	令和6年(行ナ)第68号 (令和6年7月17日付)	令和6年(行ナ)第2号 (再審の訴え②)	③再審の訴えを、対 象事件(再審の訴え ②)を担当した調査 官が担当することが 許されるのか。	対象事件についての 判断主体が主要な争 点であり、対象事件 と極めて強い関連性 がある。	対象事件を担当した 調査官らが作成して 提出した報告書は、 第一小法廷の裁判官 全員一致での調査に よる棄却決定に何ら かの影響を及ぼした 可能性はある	④が否定されれば、対象 事件(再審の訴え②)の 審理が再開される。
再審の訴え④	令和7年(行ナ)第■号 (令和7年7月30日付)	令和6年(行ナ)第68号 (再審の訴え③)	④再審の訴えを、対 象事件(再審の訴え ③)を担当した調査 官が担当することが 許されるのか。	対象事件についての 判断主体が主要な争 点であり、対象事件 と極めて強い関連性 がある。	対象事件を担当した 調査官らが作成して 提出した報告書は、 第一小法廷の裁判官 全員一致での調査に よる棄却決定に何ら かの影響を及ぼした 可能性はある	⑤が否定されれば、対象 事件(再審の訴え③)の 審理が再開される。